【契約の概要調書】

（契約件名）

気象レーダーの現業利用に関する国際会合の運営業務

契約の概要

本件は、アジアや欧米を中心とした国家気象水文機関のレーダー専門家を招き、気象レーダーの現業利用に関する知見や経験を国際的に共有し、各国における導入検討や技術理解の促進につなげるとともに、レーダーデータの国際交換の推進を図ることを目的として開催する「気象レーダーの現業利用に関する国際会合」の運営業務等を委託するものである。

◎会議の開催期間

令和９年１月２６日（火）～２９日（金）の４日間（予定）

◎履行期限

令和９年３月12日（金）

◎履行場所

気象庁本庁、東京２３区近傍の施設等

注意点等

・参加方式確認書類の提出期限　　令和８年１１月１９日（木）１７時まで
・電子調達入札対象案件
・最低価格落札方式
・電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
　電子調達システム https://www.geps.go.jp/
　電子調達システムヘルプデスク 電話：０５７０-０００-６８３

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（GEPS）で行う対象案件です。

記

1．競争入札に付する事項

（1） 件　　名　　気象レーダーの現業利用に関する国際会合の運営業務（電子調達システム対象案件）
（2） 履 行 内 容　　仕様書のとおり
（3） 履 行 期 限　　令和9年3月12日（金）
（4） 履 行 場 所　　気象庁本庁、東京23区近傍の施設等

2．競争に参加するものに必要な資格

（1） 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（2） 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
（3） 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
（4） （3）で格付けされている等級にかかわらず、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日政府調達（公共事業を除く）手続きの電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）」3．入札参加の拡大の統一基準（7）に定める入札参加基準を満たす者であること。
（5） 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（6） 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
（7） 予決令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
（8） 本業務における情報保全に係る履行体制に係る資料（仕様書別紙様式）を担当部局へ提出し、入札書の提出期限までにその同意を得ていること。

3．入札説明書及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都港区虎ノ門3－6－9
気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係
03－6758－3900 （内線2523）

4．入札説明書等の交付期間等

（1） 交付期間　令和8年11月4日(水)から令和8年11月18日(水) 17時まで
（2） 交付場所　上記3．に同じ
（3） 交付方法　電子調達システム（GEPS）にて交付する。なおこれによりがたい場合は、気象庁において電子データで交付する（CD-R要持参）。

5．証明書等提出期限等

（1） 電子調達システム（GEPS）の利用
本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。
（2） 提出期限　令 和 8 年 11 月 19 日（木）　17時
（3） 提出書類
（A） 電子入札方式　証明書等（資格審査結果通知書等）
（B） 紙入札方式　証明書等（資格審査結果通知書等）及び紙入札方式参加願

6．入札執行日時・場所及び入札書の提出方法

入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は、紙により上記3．まで提出すること。
（1） 入札書提出期限　令 和 8 年 12 月 2 日（水）　14時
（2） 開札日時・場所　令 和 8 年 12 月 3 日（木）　14時　気象庁8階入札室

7．入札保証金及び契約保証金

免除する。

8．そ の 他

（1） 2．に示す資格を有しない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
（2） 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
（3） 契約書の作成の要否　要
本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

令 和 8 年 11 月 4 日

支出負担行為担当官
気象庁総務部長　今 井　和 哉